

【資料3－別添3】 地域包括支援センター統括員の配置について（案）

配置目的

日常生活圏域ごとに設置する各地域包括支援センターにおける
①**抜本的な業務効率化の推進** ②**専門性の高い業務の質の向上** ③**一体的な運営の推進**

人員体制

福祉保健部長寿社会課高齢者福祉担当内に、**統括員1～2名**（社会福祉士等の有資格者）を配置

○主な役割・機能

(1) 業務効率化の推進に関すること

- ・センターの業務量の定量把握及び要因分析
- ・ICTの導入（AIケアプラン作成支援システム等）推進
- ・書類の電子化、データベース化の推進

(2) 運営に関すること

- ・地域包括支援センター運営方針（ガイドライン）の策定
- ・地域包括支援センター運営協議会の開催

(3) 事業評価に関すること

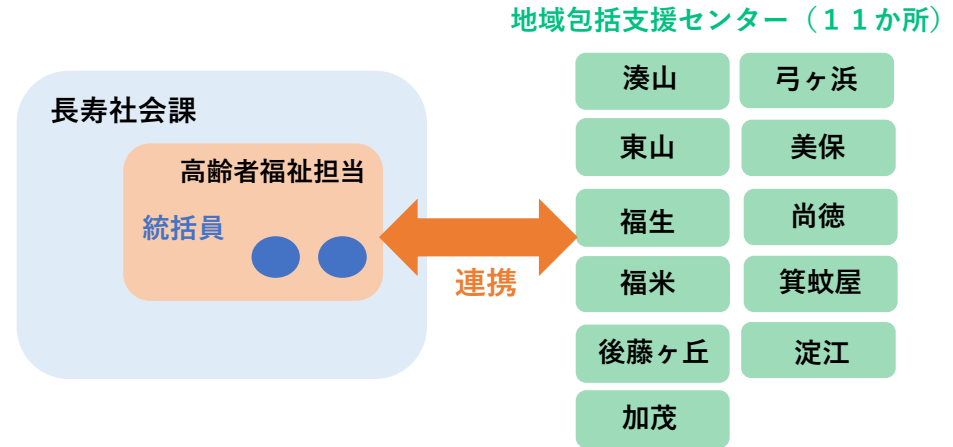
- ・センターの事業評価の実施
- ・事業評価指標の見直し

(4) 人材育成に関すること

- ・年間研修計画の策定及び実施
- ・居宅介護支援事業所に対する事例検討・研修会の実施

(5) 総合調整に関すること

- ・センター連絡会の開催
- ・従事職員に対する定期的なヒアリングの実施
- ・関係団体（介護支援専門員協会等）との連携の強化



○期待される効果

- ・**安定的なセンター運営** 持続可能なセンターの運営体制の構築
- ・**センターの質の向上** 一体的且つ質の高いサービスの提供

配置予定日

令和7年4月1日